



宮 崎 県 公 報

令和元年11月15日（金曜日） 号外 第19号

発行・印刷 **宮 崎 県**

宮崎市橘通東2丁目10番1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 41,700円

目 次

頁

規 則

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則-----（財政課） 1

規 則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和元年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第21号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和元年宮崎県条例第13号）の施行期日は、令和元年11月16日とする。